

# 中区障害者自立支援連絡協議会会則

## 1 (趣旨)

本会は「障害者相談支援事業地域自立支援連絡協議会規程」に基づく自立支援連絡協議会として開催する。

## 2 (目的・機能)

常時支援を必要とする人が、安心して地域生活を送れるように、必要な社会資源の検討、地域の福祉関係機関のネットワーク構築、対応困難事例の検討、障害福祉計画の作成関与を行っていくものとする。

## 3 (構成)

- (1) 自立支援連絡協議会は目的遂行に必要な関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）で構成する。
- (2) 自立支援連絡協議会には中区役所福祉課、中保健所保健予防課、中区社会福祉協議会、中区いきいき支援センター、中区障害者基幹相談支援センター、民生委員、各部会代表などをもって運営会議を置く。部会は、構成メンバーの話し合いの結果必要に応じ、部会を開催する。
- (3) 運営会議は自立支援連絡協議会の運営に必要な事項を協議する。
- (4) 部会は必要に応じ会議を開催し、協議会に報告する。

## 4 (協議事項)

- (1) 地域の関係機関等の連携に関すること。
- (2) 中立・公平な立場で適切な相談支援に関すること。
- (3) 困難事例への対応について協議・調整に関すること。
- (4) その他障害者の福祉の増進に関すること。

## 5 (会議)

総会を年2回開催する。

## 6 (庶務)

庶務は中区障害者基幹相談支援センターが行なう。

## (附則)

この規定は平成25年4月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。